資料１－１

ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の改定について

令和７年５月２０日

新潟市環境部循環社会推進課

ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の改定について

P2.　スケジュール・本日の会議の進め方

P3.　勉強会における主な意見の確認

P4.　審議対象の手数料の整理

P5.　持ち込み手数料設定の経緯

P7.　処理原価について

P8.　他都市の状況について

P9.　持ち込みごみ搬入台数の割合・市民アンケート結果ついて

P10.　処理手数料改定の方向性

■スケジュール

開　催　日　時		概　　要
＜第１回＞ 勉強会	令和６年１１月２１日 １５：００～	・過去の経緯や他都市の状況、原価など基本的事項の確認と料金改定の必要性を説明
＜第２回＞ 勉強会	令和７年２月１７日 １５：００～	・より詳しい原価の内容や料金水準について
＜第１回＞ 清掃審議会	令和７年５月２０日 １４：００～	・諮問「ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の改定について」 ・処理手数料改定の方向性について
＜第２回＞ 清掃審議会	令和７年８月下旬	・答申書（案）について
	令和７年９月中旬	・答申

■本日の会議の進め方

進　行　項　目		内　　容
1	勉強会における主な意見の確認	・昨年度開催した勉強会における意見等の内容確認（事務局説明）
2	事務局からの説明	・討議項目に沿った事務局案の確認（事務局説明）
3	**事務局案に対する委員討議**	**・事務局からの提案に関する委員間での討議**
4	**意見集約**	**・会議において出された意見等の集約（附帯意見等も含む）**
5	答申に向けての確認	・次回の審議予定の概要を確認（事務局説明）

勉強会における主な意見の確認

金額に関すること

＜第1回勉強会＞

■ 今まで安すぎたこともあるが、いきなり60円/10kgから130円/10kgにするのではなく、まずは100円/10kgくらいにし、段階的に値上げをした方が良いのではないか。

■ 自己搬入は利用するが非常に便利だと感じているし、実際料金を払ってみて安いと感じている。
そのため、かかった経費を負担するというのは、仕方がないと思うが、料金を上げることで不法投棄が心配される。

■ 持ち込みごみの処理手数料は粗大ごみ処理券（収集）とのバランスも考えた方が良いと思う。

■ 市町村合併の際に周辺地区の水準も関係し、家庭系ごみは事業系ごみの半額にしたということだが、そこから20年近く経っている。その猶予期間のようなものはもういいのではないかと感じた。

＜第2回勉強会＞

■ 自己搬入の料金だけでなく、粗大ごみの収集の料金（処理券）も上げたらいいのではないか。

■ 粗大ごみの収集の料金は効果検証をしてから改めて考えても良いと思う。

■ 聖籠町のごみをいずれ新発田市で処理する必要があるとのことだが、新発田市は料金改定の動きはないのか。
⇒現状は予定はない。

その他の意見

＜第1回勉強会＞

■ 市として持ち込みを多くしてもらいたいのか、収集に誘導したいのか政策的な意図はあるのか。
⇒市としてはどちらの制度に誘導するものではなく、市民の利便性を落とさずに、用途や状況に合わせて、どちらの制度も利用してもらいたいという立場。

＜第2回勉強会＞

■ リサイクルが進めば持ち込みの量も減ると思うので、そういったところも考えた方が良いと思う。

審議対象の手数料の整理

■平成19年2月16日の清掃審議会答申書において、持ち込み手数料は3年を基本として見直しを行うこととしていたため、指定袋や粗大ごみ処理券とは区別して、審議を進める。

＜持ち込み手数料＞

◉現在の手数料額

事業系ごみ	家庭系ごみ※
130円/10kg	60円/10kg

※家庭系ごみは事業系ごみの半額程度に設定

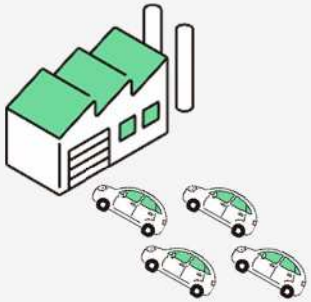

◉手数料の収入について

【令和5年度】事業系　約935,983千円　家庭系　約60,148千円　合計　約996,131千円

◉手数料徴収の目的

上記における、それぞれのごみ処理施設経費に充当することを目的とし、ごみ処理原価を算出したうえで、それに基づいた料金を徴収している。

＜指定袋・粗大ごみ処理券＞

◉現在の手数料額

有料指定袋（燃やすごみ・燃やさないごみ）					
区分	大(45ℓ)	中(30ℓ)	小(20ℓ)	極小(10ℓ)	超極小(5ℓ)
手数料（1枚あたり）	45円	30円	20円	10円	5円

粗大ごみ処理券※				
区分	～10kg	10kg～20kg	20kg～30kg	30kg～
手数料	100円	200円	300円	500円

※粗大ごみ処理券については、上記を目安に、品目ごとに金額を規則で定めている。

◉手数料の収入について

【令和5年度】燃やすごみ　約849,935千円　燃やさないごみ　約31,934千円
粗大ごみ処理券　約45,197千円　合計　約927,066千円

◉手数料徴収の目的

家庭から排出されるごみの排出抑制や再生利用の推進及び公平性の確保を目的とし、ごみの減量に効果的な負担感と市民の受容性のバランスを鑑みた手数料水準としている。

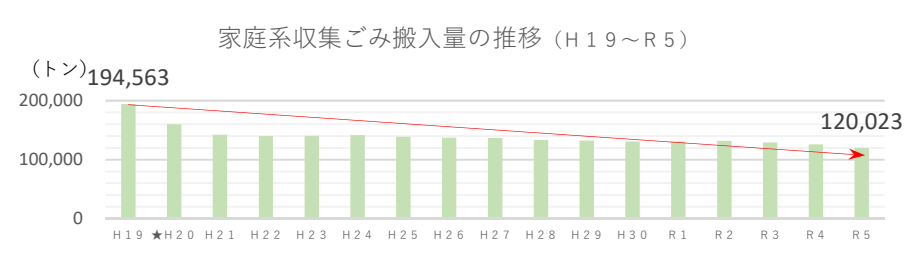

持ち込み手数料設定の経緯①

■平成19年2月16日の清掃審議会答申書より抜粋

*審議会においては、事業系ごみについても、事業者による自己処理責任を促すとともに、排出抑制・リサイクルの推進を図るよう促すことを基本に検討し、家庭系ごみの持ち込み手数料は、**合併地区の状況を踏まえ**事業系と差を設けることとし、現在の手数料水準を考慮して設定するべきであるとした。*

*持ち込み手数料は、新潟広域地区の焼却・埋立処理原価相当額で設定する。また、家庭系ごみの持ち込み手数料は、**事業系の半額程度**とし、下表のとおりとする。なお、手数料は３年を基本として見直しを行う。*

直接搬入ごみ		事業系 ステーション収集
事業系	家庭系	廃止
１３０円／１０ｋｇ	６０円／１０ｋｇ	

（参考）ごみ処理原価（H17年度）　（経費：千円　処理量：トン）

区分		焼却	埋立	合計
新潟広域	経費（a）	2,650,142	683,990	3,334,132
	処理量（b）	215,481	39,061	254,542
	単価（a/b＊10）（円/10kg）	123	175	131

■平成18年12月19日の清掃審議会資料より抜粋

	新潟広域	新津地区	白根広域	豊栄地区	巻広域
事業系	10kgまでごとに 120円/10kg	【指定袋】 特大（60ℓ）1枚140円 大（50ℓ）1枚120円 【従量制】 10kgまでごとに150円/10kg	【指定袋】 大（60ℓ）1枚136.5円 中（30ℓ）1枚84円 【従量制】 10kgまでごとに136.5円/10kg	可燃（100kgあたり）　700円 粗大（100kgあたり）1,400円 埋立（100kgあたり）　600円	～ 30kg　無料 30kg～100kg　110円 100kg～300kg　320円 300kg～500kg　530円 500kg～1,000kg　1,050円 以後500kg増すごとに　530円
家庭系	10kgまでごとに 120円/10kg	**10kgまでごとに50円/10kg**	【指定袋】 収集ごみと同額 （例）可燃　中（30ℓ）31.5円など 【従量制】 **10kgまでごとに63円/10kg**	**可燃（100kgあたり）　400円** **粗大（100kgあたり）　600円** **埋立（100kgあたり）　600円**	**～1,000kg　無料** **1,000kg～1,500kg　1,050円** **以後500kg増すごとに　530円**

持ち込み手数料設定の経緯②

■その後、約17年間持ち込み手数料は据え置きとしているが、令和元年と令和4年の清掃審議会答申において「見直しが必要」である旨の附帯意見をいただいた。

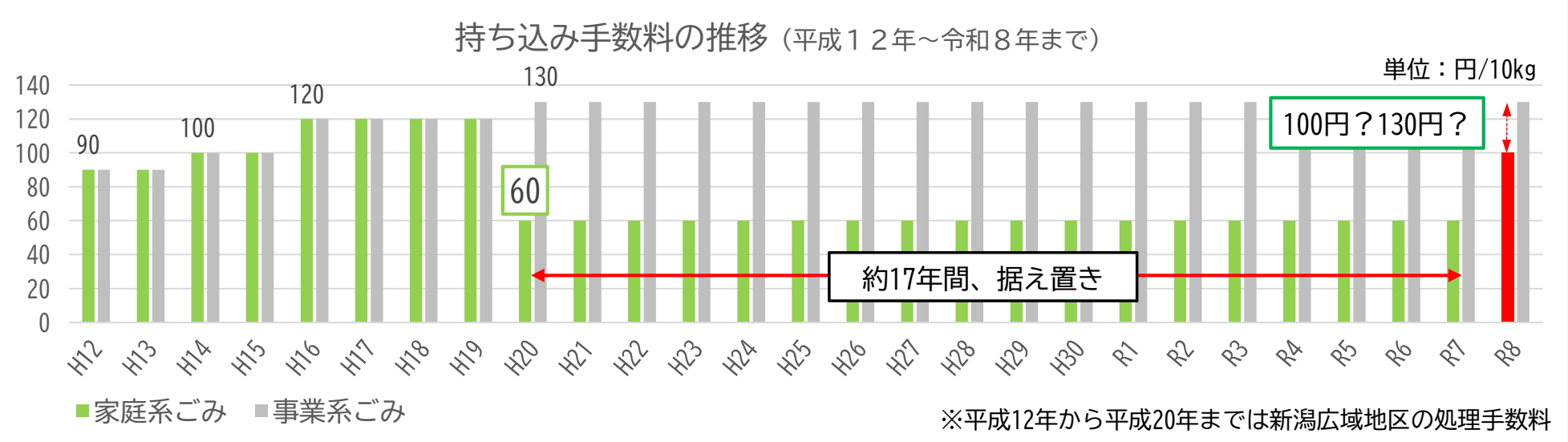

※平成12年から平成20年までは新潟広域地区の処理手数料

⊙令和元年9月30日　清掃審議会答申書（抜粋）

２．ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて

ごみ処理施設に搬入した場合の処理手数料については、直近のごみ処理原価を踏まえ、慎重に審議した結果、現行の処理手数料の据え置きが妥当である。

現行の処理手数料
家庭系廃棄物：10キログラムまでごとに60円
事業系廃棄物：10キログラムまでごとに130円　※直近の処理原価　132.6円/10kg（H30）

ただし、食品リサイクル法に基づく基本方針において、食品廃棄物の焼却処理から資源リサイクルへの動きを促進するため、手数料見直し等の推進を掲げていることから、将来的には資源循環リサイクル促進といった観点からの処理手数料の見直しを検討することが必要である。

⊙令和4年10月24日　清掃審議会答申書（抜粋）

ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて（答申）

ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料については、据え置きと認める。

処理手数料
家庭系廃棄物：10キログラムまでごとに　60円
事業系廃棄物：10キログラムまでごとに 130円　※直近の処理原価　132.8円/10kg（R3）

ただし、当該処理手数料の料金体系については、将来的には、見直しが必要である。

処理原価について

■現在処理手数料に反映させている原価計算方法は（公社）全国都市清掃会議が昭和54年3月に発出した「廃棄物処理事業原価計算の手引」を基に算出している。

●原価算入項目

対象項目	内容
人件費	給与、共済費、職員手当を算入し、退職金は算入しない
物件費	消耗品費・光熱水費・工事請負費・委託料等
減価償却費	有形固定資産（建物、構造物、機械装置等） 起債を伴う工事等 ※国庫補助金分を1/2として控除
償還金利子	地方公共団体が発行する地方債の利息

※本市独自の調整で、手数料算定の対象施設は●の焼却施設及び▲の埋立施設のみを対象としている。
これは自己搬入の大半を占める事業系について、破砕処理される量が約1割と少量であることから、当時中間処理を算入しないこととした。

●施設配置図

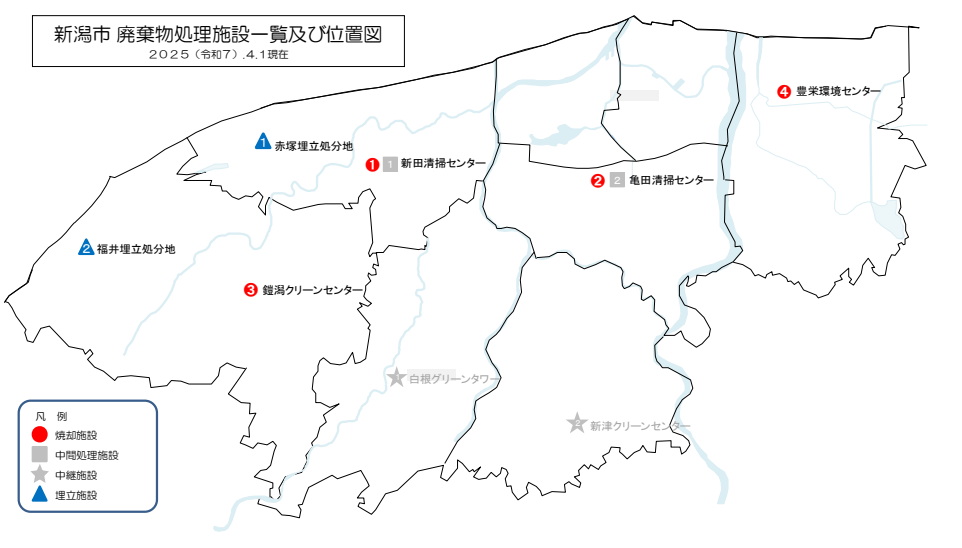

●処理原価の推移

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
ごみ処理経費（千円）	3,687,201	3,663,594	3,845,565	3,780,460	3,385,584
処理量（ｔ）※	283,517	284,006	289,563	289,731	289,110
廃棄物処理単価（円/10kg）	**130.1**	**129.0**	**132.8**	**130.5**	**117.1**

※焼却施設は処理能力（日能力量×稼働日）、埋立施設は実績処理量

●一般廃棄物会計基準導入と処理手数料算定の関係について

環境省一般廃棄物会計基準とは、市町村のコスト計算の標準的な分析手法を示すため、環境省が平成19年6月に会計基準を取りまとめ、公表したもの。

本市は新亀田清掃センターの新設にかかる国からの交付金を受けるため、R6年度分から算定しているが、原価算入項目の違いによる処理単価の上昇が見込まれるため、処理手数料に反映させる場合は、算出方法や手数料の推移等を鑑み、適切なタイミングで行う必要がある。

他都市の状況について

■処理手数料の比較（政令市）

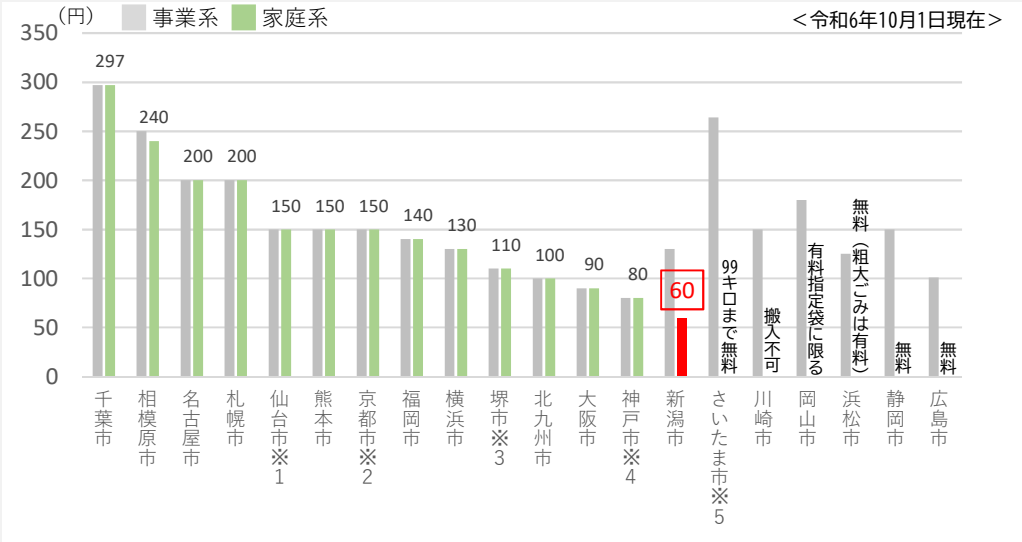

【家庭ごみ処理手数料注釈】

※1　仙台市　100kgまで1,500円。101kgから150円/10kg加算。
※2　京都市　100kgまで1,500円。101kgから200円/10kg加算。
※3　堺市　破砕施設を使用するごみ→100kgまで1,700円。101kgから170円/10kg加算。その他の廃棄物→100kgまで1,100円。101kgから110円/10kg加算。
※4　神戸市　可燃ごみ→80円/10kg。粗大（不燃）ごみ→140円/10kg
※5　さいたま市　99kgまで無料。100kgから22円/10kg

【政令市における直近の手数料改定事例】

○さいたま市（家庭系：R7.1.1～順次改定）
無料受入枠　100kg未満→10kg以下
手数料額　22円/10kg→110円/10kg（最終的には264円/10kgまで改定する予定）

○相模原市（家庭系：R5.10.1改定）
手数料額　190円/10kg→240円/10kg

○京都市（家庭系及び事業系：R5.10.1改定）
家庭系：100kg以下1,000円→100kg以下1,500円

■処理手数料の比較（県内市）

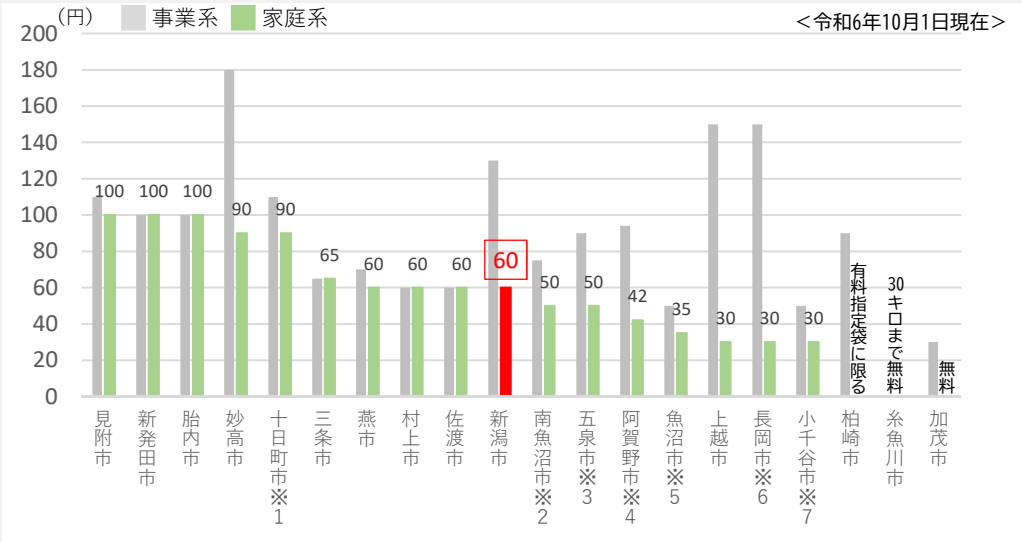

【家庭ごみ処理手数料注釈】

※1　十日町市　50kgまで450円。51kgから90円/10kg加算。
※2　南魚沼市　破砕なし→50円/10kg。破砕あり→100円/10kg。
※3　五泉市　一般ごみ→500円/100kg。粗大ごみ→600円/100kg
※4　阿賀野市　一般ごみ→0～50kg→210円。51～100kg→520円。以降100kg単位で520円加算。粗大ごみ→0～50kg→310円。51～100kg→620円。以降100kg単位で620円加算。
※5　魚沼市　可燃・不燃ごみ→35円/10kg。大型ごみは250円/10kg。
※6　長岡市　可燃・不燃ごみ→100kgまで300円、101kgから30円/10kg加算。粗大ごみは処理券シールを貼って持ち込み。
※7　小千谷市　可燃・可燃粗大・埋立ごみ→100kgまで300円、101kgから30円/10kg加算。

【県内市における直近の手数料改定事例】

○十日町市（家庭系及び事業系：R6.4.1改定）
家庭系：50kgまで350円→50kgまで450円　その後10kgごとに70円→90円

○妙高市（家庭系及び事業系：R5.4.1改定）
家庭系：75円/10kg→90円/10kg

持ち込みごみ搬入台数の割合・市民アンケート結果ついて

■家庭系持ち込みごみ搬入台数割合（令和5年度）

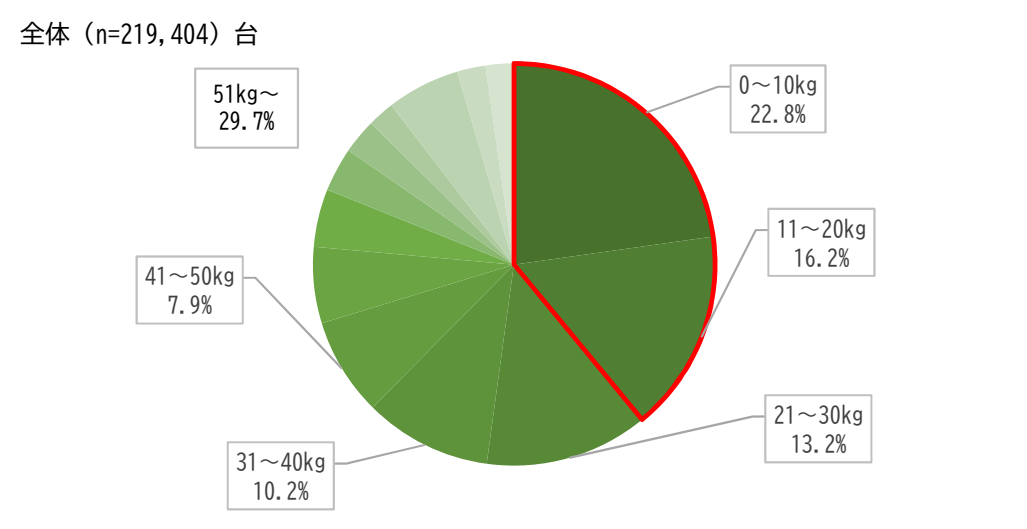

○家庭系持ち込みごみの搬入量別台数の割合については、0～20kgまでが**39%**となっており、比較的少量で持ち込む人の割合が多い。

（単位：台数・%）

	焼却	破砕	埋立	合計	割合
0～10kg	16,077	33,895	2	49,974	22.8
11～20kg	10,685	24,832	15	35,532	16.2
21～30kg	8,452	20,485	15	28,952	13.2
31～40kg	6,504	15,970	11	22,485	10.2
41～50kg	5,307	11,928	18	17,253	7.9
51kg～	22,256	42,630	322	65,208	29.7
合計	69,281	149,740	383	219,404	100.0

※新津クリーンセンターはシステム集計不可のため除く

■ごみ・資源に関する市民意識アンケート調査より（令和7年3月実施）

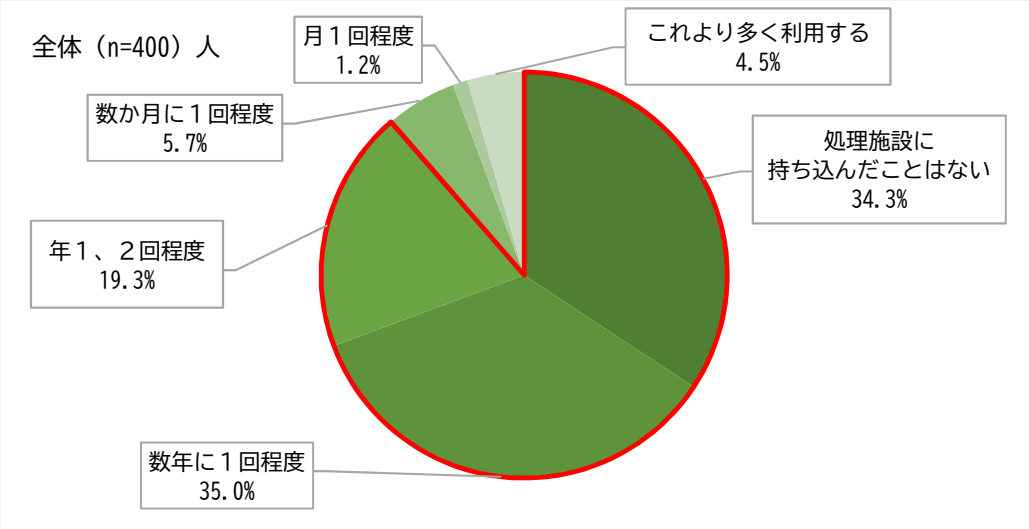

【問】　一時的にごみが多量に出る場合などに、一定の手数料を支払って自分で市のごみ処理施設に持ち込むことができます。あなたは、処理施設への持ち込みをどれくらい利用しますか。最も近いものを一つ選んでください。

【答】

	合計	割合
持ち込んだことはない	137	34.3
数年に1回程度	140	35.0
年1，2回程度	77	19.3
数か月に1回程度	23	5.7
月1回程度	5	1.2
これより多く利用する	18	4.5
合計	400	100.0

年1，2回以下の搬入回数の合計が**88.6%**となっており、利用している市民は少ない結果となっている。

処理手数料改定の方向性

■＜P4「審議対象の手数料の整理」より＞

・「持ち込み手数料」と「指定袋・粗大ごみ処理券」とは手数料徴収の目的や、料金の算出方法が異なるため、今回の「持ち込み手数料」の見直しとは区別をして審議を進める。

■＜P5「持ち込み手数料設定の経緯①」より＞

・平成20年6月からのごみ減量制度開始に伴い、家庭系ごみの持ち込み手数料は合併地区の状況を踏まえ、事業系の半額程度と設定された。

■＜P6「持ち込み手数料設定の経緯②」より＞

・その後、約17年間「事業系」「家庭系」ともに手数料額は据え置きとしているが、令和元年度、令和4年度に手数料の見直しが必要である旨の附帯意見をいただいている。

■＜P7「処理原価について」より＞

・処理原価は、過去5年平均は127.9円/10kg、過去3年平均は126.8円/10kgとなっており、事業系ごみについては処理原価相当額を徴収できているが、家庭系ごみについては処理原価相当額を徴収できていない。

■＜P8「他都市の状況について」より＞

・他の政令市と比べても家庭系ごみ処理手数料は低廉な料金設定であり、事業系との差が大きい。

■＜P9「持ち込みごみ搬入台数の割合・市民アンケート結果について」より＞

・家庭系ごみの持ち込みは、もともと引っ越しや大掃除で一時的に多量排出されるごみを処理することを想定しており、現状そのような使われ方でない方も多くいる。また、頻繁に利用されているという制度ではないため、市民への影響度は指定袋や事業系ごみ処理手数料などと比べると大きくない。

処理手数料改定の方向性（改定額のパターン（案）について）

■これまでの勉強会での意見等を踏まえ、家庭系ごみ処理手数料改定額の案を以下の２つで整理した。

６０円 ⇒ １００円

歳入影響額（令和５年度実績で試算）

	60円/10kg	100円/10kg
ごみ処理量（kg）	10,024,800	10,024,800
金額(円)	60,148,800	**100,248,000**

＋40,099,200円

メリット

◉県内市との均衡を保てる。

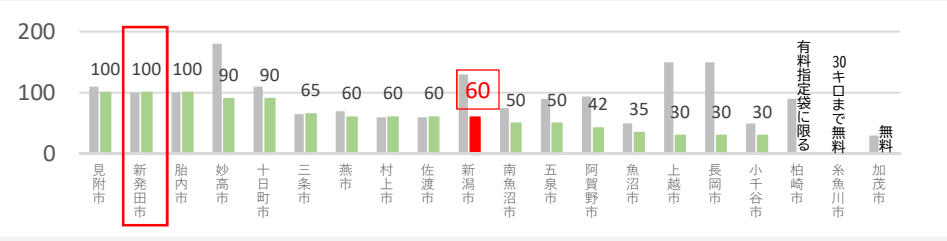

◉急激な改定率の上昇ではなく、市民への影響が少ない。
◉原価相当額を徴収することに対し、段階的かつ慎重に進めていける。
◉聖籠町との関係

⇒聖籠町のごみは北区にある豊栄環境センターで処理をしているが、令和１０年度末で当施設は処理を停止し、その後は新発田の処理施設で処理する予定。その場合も100円/10kgとなるため、今回の改定と親和性が高い。

デメリット

◉原価相当額を徴収しないため、直近の処理コストが回収できない。

６０円 ⇒ １３０円

歳入影響額（令和５年度実績で試算）

	60円/10kg	130円/10kg
ごみ処理量（kg）	10,024,800	10,024,800
金額(円)	60,148,800	**130,322,400**

＋70,173,600円

メリット

◉原価相当額を徴収できるため、自己搬入を利用する市民からかかっている処理コストを回収できる。

	R3年度	R4年度	R5年度
ごみ処理経費（千円）	3,845,565	3,780,460	3,385,584
処理量（ｔ）	289,563	289,731	289,110
廃棄物処理単価（円/10kg）	**132.8**	**130.5**	**117.1**

⇒直近３か年の処理原価の平均は１２６．８円≒１３０円

◉事業系ごみ処理手数料と同額となるため、事業系ごみを家庭系ごみと偽って搬入する不適切排出のトラブルがなくなる。

デメリット

◉急激な改定率の上昇により市民負担が大きくなり、不法投棄の懸念がある。
◉条例を改正し、施行をする段階で原価が１３０円を下回っている可能性がある。